

## 平成30年度草津市スポーツ少年団登録について

### □登録手続きの流れ

スポーツ少年団 Web 登録システムを利用した登録手続きとなります。単位団から草津市スポーツ少年団、滋賀県スポーツ少年団を通して、最終的に日本スポーツ少年団へ登録申請を行います。

### □登録にあたって

- 1、団員は、登録する月の4月1日現在満3歳以上とする。  
ただし、満3歳以上小学生未満のものについては、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。
- 2、団員の構成は、市内在住が過半数以上を占め、活動実態のある子どもたちで構成されていること。
- 3、団には2名以上の有資格指導者がいなくてはならない。ただし新規登録団については、年度内にその登録指導者が資格を取得すればよいものとする。
- 4、原則として団員10名以上と指導者2名以上で構成され、登録指導者のうち1名を代表指導者とする。
- 5、指導者は2団以上の代表指導者を兼ねることはできない。
- 6、指導者は、20歳以上とする。
- 7、**Web 登録申請後に草津市スポーツ少年団団員登録名簿と登録料を添えて、草津市スポーツ少年団事務局へ申請する。**

### □単位団の登録手続き

- 1、Web 登録（別添スポーツ少年団登録手続きの流れ参照）
  - ①スポーツ少年団登録システムにログイン
  - ②スポーツ少年団情報を入力
  - ③指導者の登録
  - ④団員の登録
  - ⑤入力完了
  - ⑥登録申請
  - ⑦スポーツ少年団登録確認
  - ⑧最終確認
  - ⑨登録料請求メールの受信
  - ⑩登録料の支払
  - ⑪登録完了

